

2015年11月

## アメリカにおけるクラスアクションの実務と最近の動向

アメリカ(米国)では、少額のクレームを持つ一般市民が損害を回復できる方法であるとしてクラスアクションが頻繁に起こされます。他方、企業にとっては、訴訟対応に要する弁護士費用や和解による高額な費用負担を覚悟しなければならないクラスアクションは大きなリスクとなり得ます。クラスアクションについては、アメリカにおいては、古くからクラスメンバーに対する手続保証について議論されていますが、近年では濫用的なクラスアクションに一石を投じるような連邦最高裁判所の判例がいくつか出てきています。

そこで、本稿では、米国のクラスアクション制度を近時の流れも含めて概観した上で、クラスアクションの類型及び注目すべき最近の事例を紹介した上で、企業の関心事である、クラスアクションを防ぐことができるかという点につき考察します。

### 1 クラスアクションとは

アメリカの民事訴訟において、クラスアクションとは、裁判所が1人または少数のグループに対してより大きなグループの利益を代表する権限を与えている訴訟を差します<sup>i</sup>。ここにいう1人または少数のグループは、その者と同様の請求又は抗弁を持つのが通常です。このクラスを代表する原告は、クラス代表(class representative)やlead plaintiffと呼ばれ、同様の請求や抗弁を持つ者をクラスメンバー(class member)といます。また、クラスを代表する弁護士はclass counselと呼ばれます。クラスアクションにおいて得られた判決又は和解の効力は、それらが有利か不利かに関わらず、クラス代表及びクラスメンバーを拘束します<sup>ii</sup>。

クラスアクションにおける訴訟法上の基本的なルールを定めているのは、連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)及び各州の民事訴訟法です。

アメリカは連邦制を採っているため、裁判所も連邦裁判所と州裁判所があり、基本的には、連邦裁判所では連邦民事訴訟規則に従い、州裁判所に提起された事件の審理については州法に従って審理が行われます。したがって、州裁判所に起こされたクラスアクションの訴訟手続は、州の民事訴訟法に従うこととなります。しかしながら、2005年に成立したクラスアクション適正化法によりクラスアクションにつき連邦裁判所の管轄権が拡大したこと<sup>iii</sup>の影響からか、近年のクラスアクションは連邦裁判所に起こされることが多いようです。そのため、以下で説明するアメリカの民事訴訟のルールは連邦民事訴訟規則に限るものとし、引用条文も特に断りのない限りは同法のものとなります。

### 2 クラスアクションの流れ

#### (1) 訴訟提起

クラスアクションは、原告が特定のクラスに属するメンバーを代理して起こします。通常、訴状においては、裁判所に対して、当該訴訟をクラスアクションとして認証すること、損害賠償の回復、(被告の法令違反の行為が問題となっている場合には)差し止め、弁護士費用を含む費用の回復といった判決を出すことが請求されます。なお、法律上、損害額の明示は要求されず、日本のように請求額が大きいほど高額の手続費用がかかるといったこともありません。

これはクラスアクションに限ったことではありませんが、米国は構造的に個人の原告が裁判を起こしやすくできています。すなわち、個人が企業を相手に起こす裁判の原告の代理人となる弁護士の多くは着手金なし、訴訟の獲得金額の一定割合を報酬として受け取る契約で事件を受任するため、原告としては弁護士費用の心配をすることなく裁判を起こすことができます。また、米国では後述するとおり、訴訟費用の負担やトライアルのリスクを避けるために被告である企業側が早期に高額の和解に応じる場合が多くあり、また、トライアルまで手続が進んだ場合であっても、一般市民である陪審員による

#### 【監修者】

パートナー 弁護士・ニューヨーク州弁護士 酒井 大輔

[http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents\\_id=S\\_Y020131105000000033](http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=S_Y020131105000000033)

#### 【執筆者】 弁護士 町野 静

[http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents\\_id=S\\_Y020131105000000066](http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=S_Y020131105000000066)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

#### 【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル

TEL 06-6202-1088 (代) / FAX 06-6202-1080-1130-9550

#### 【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サビアタワー14F

TEL 03-5219-5151 (代) / FAX 03-5219-5155

#### 【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25

キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F

TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

判断は一般市民である原告に有利に流れる可能性が多く、賠償が認められた場合の金額も膨大になる可能性があります。こうした事情から、原告が訴訟を起こせば相当額の金銭の支払いを受けられる可能性が高く（故に弁護士も着手金を受け取らずに事件を受任することが可能となります）、他方被告にとってはひとたび訴訟を起こされれば、高額を支払を覚悟しなければならない場合が多くあるのです。そして、クラスアクションは個々の請求額が少ない場合であっても、それを合算することで巨額のクレームとなるため、弁護士が高額の報酬を獲得することができるビジネスチャンスとなっています。

## （２）クラスアクションが成立するための法律上の要件の精査及びクラスの認証等

### ア クラスアクション成立のための法律上の要件

クラスアクションが提起された後、裁判所が最初に直面する問題は、当該訴訟がクラスアクションとして維持されるかであり、この点につき裁判所は当事者の申し立ての如何に関わらず実現可能な早期に判断しなければなりません<sup>iv</sup> (23(c)(1)(A))。

どのようなケースがクラスアクションとして提起可能かについては、連邦民事訴訟規則第23条がその要件を定めています。同条(a)は全てのクラスアクションに要求される前提条件として、(1)クラスが多数ですべての構成員を併合することが実際には困難であること（多数性）、(2)クラスに共通する法律上若しくは事実上の問題があること（共通性）、(3)代表当事者の請求若しくは防御がクラスの請求若しくは防御の典型をなすものであること、及び(4)代表となった当事者がクラスの利益を公正かつ適切に主張することができること（適切性）を挙げています。次に必要とされるのは、当該訴訟が第23条(b)に規定される訴訟類型のいずれかに該当することです。同条項では、クラスアクションとなる4つの類型が挙げられていますが、金銭的損害を求めるクラスアクションのほとんどが、第23条(b)(3)の分類に属します<sup>v</sup>。このタイプのクラスアクションとして認められるためには、①クラスに共通の論点が個々のクラスメンバーのみに影響する論点に優越していること及び②クラスとして扱うことが、公平及び効率的な論争の裁定のために他の利用可能な方法よりも優れていることの2つの要件を満たさなければなりません。

### イ クラスの認証及び弁護士の選任

上記と同時に、裁判所は、クラスを認証し、また、クラスの代理人を選任しなければなりません(23(c)(1)(B))。クラスの認証とは、どのような属性の人が当該クラスアクションのクラスメンバーに該当するか、請求原因、争点または抗弁は何かを定めることを指します

。裁判所はこのクラスの認証に関して広範な裁量を有しており、事案に応じて、例えば、特定の争点や当事者に限りクラスアクションとして認める、クラスをさらに分割するといった決定をすることも可能です<sup>vi</sup>。

クラスの認証に関しては、近時、被告側に有利な連邦最高裁判所の判決が複数出ており、被告企業側に有利になってきていると言われています。例えば、従業員に対する性別による差別的扱いが争いになったWal-mart対Dukes事件<sup>vii</sup>において、連邦地方裁判所は、原告のクラスを「1998年12月26日以降いずれかの時点でウォルマートの小売店で雇用され、問題となっているウォルマートの支払及びマネージメントトラック昇進ポリシー及びその運用に服するか服する可能性のある全ての女性従業員」とし、第九連邦巡回区控訴審裁判所もこの判断を支持しました。これに対し、連邦最高裁判所は、第23条(a)(2)の共通性の要件に関して、原告の請求がクラス全体での紛争の解決を可能とする共通の論点に拠らなければならない（すなわち、ある事実の認定により各請求の正当性にとって中心的な論点の解決がなされなければならない）と述べた上で、原告（従業員）は被告が会社全体に渡り一般的な差別的な政策を採っていたことを示す十分な証拠を示せていないとして、原告が主張するクラスは共通性の要件(23(a)(2))を欠くため、認証することはできないと判断しました。

また、Comcast対Behrend事件<sup>viii</sup>において、連邦最高裁判所は、原告クラス全体に適用される損害のモデルを立証できない場合には、23条(b)(3)の要件を満たさないため、クラスの認証は認められないとの判断を示しました。この判断は、被告側にとっては新たな防御策となるとの評価がある一方、本件のような反トラスト法違反のみに適用が限られるのではないかという見解や、その後のケースにおいて裁判所が上記事件の適用を制限したケースがあること等からそのように考えるのは時期尚早であるとの見解もあります<sup>ix</sup>。

更に、Tyson Foods対Bouaphakeo事件<sup>x</sup>においては、原告が被告の公平労働基準法に違反し残業代の支払いを怠ったと主張し、連邦地方裁判所はクラスの認証を認めた上で約580万ドルの支払い命じる判決を出し、第八連邦巡回区控訴審裁判所もこの判断を維持していましたが、連邦最高裁判所は2015年6月8日、被告の裁量上訴を認めました。ここにおいては、①第23条(b)(3)又は公平労働基準法により認証されたクラス（このクラスにおいては、全てのクラスメンバーがサンプルにおける平均と同一であるとみなされる統計技術により責任及び損害が判断される）により各クラスメンバー間の相違を無視してクラスアクションを認証してもよいか、及び、②クラスの中に損害を受けておらず損害に対する法的権利を有さない数百人のメンバーが含まれている場合にも、第23条

(b)(3)のクラスアクション又は公平労働基準法の共同訴訟として認証を受け又は維持されても良いか、という2つの争点を判断することとされています<sup>xi</sup>。連邦最高裁判所は上訴を受理するかどうかをその裁量により判断することができ、上訴を受理する理由は当該ケースの法的な重要性のためであって、下級審裁判所の判断に誤りがあることを理由とするものではありません<sup>xii</sup>。したがって、連邦最高裁判所が裁量上訴を認めたことが直ちに被告に有利な判断が出されることを示唆するものではありませんが、クラスアクションにおけるクラスの認証につき、最高裁が重要な判断を示すであろうことが注目されています。

### (3) クラスメンバーへの通知

クラスアクションのうち、一定の種類の訴訟については、裁判所が該当するクラスメンバーに対して通知を行うことが義務付けられています(23(c)(2))。この通知は、「実行可能な最良のもの」でなければならず、どのような通知方法が適法と認められるかは個別の事案によって判断されます。例えば、クラスの規模が非常に大きければ通常郵便であれば十分であり、合理的な調査によっても特定できないクラスメンバーへの通知は公示によるもので足りる等と解されています<sup>xiii</sup>。この通知には、訴えの内容やクラスの定義等のほか、除外を申請したクラスメンバーはクラスから除外されることやその方法、期限等が記載されます(23(c)(2))。

### (4) 和解

ほとんどのクラスアクションは、最終的には和解で解決されます。その理由は、被告である企業としては、訴訟が長引くほど弁護士費用や後述するディスカバリー対応に要する費用が高額となることから早期に和解をした方が経済的損失が抑えられる場合が多いこと、陪審員に判断を委ねることによるリスクを回避したいこと等によります。一方、原告にとっても、陪審員リスクはありますし、早期に相当額の和解金を受領できることには大きなメリットがあるためです。

米国の訴訟における和解交渉は通常裁判官の関与なく進められますが<sup>xiv</sup>、大規模かつ複雑なクラスアクションにおいては裁判所が専門補佐官(special master)を選任し、当補佐官が裁判官と共同してケースのマネジメントや和解の仲介を行ったり、和解案をドラフトするケースもあります<sup>xv</sup>。また、近時のクラスアクションの和解においては、通常、被告(ら)が和解契約で支払いに合意した一定金額を拠出して和解基金(Settlement Fund)が作られ、そこから和解金の支払請求を行ったクラスメンバーに対して和解金が分配されます。誰が支払対象となるか、どのような計算式に基づいて和解金が分

配されるかといった具体的な条件も和解契約において定められます。和解案はそれに拘束される全てのクラスメンバーに通知がされなければならず(23(e)(1))、また、第23条(b)(3)の類型に該当するクラスアクションの場合は、訴訟提起後にクラスからの除外の機会を与えられたものの除外を選択をしなかったクラスメンバーに対して再度の除外の機会が与えられなければなりません(23(e)(4))。そのため、多くのクラスアクションでは、クラスメンバーに対し、和解金の請求書とともにクラスからの除外(オプト・アウト)を求める場合の手続等が記載された書面が送付されます。クラスメンバーは、①和解を選択して和解金を請求する、②クラスからの除外を選択する、または③和解案に異議を申し立てるかのいずれかを選択する必要があります。これらの行為のいずれもしなかった場合、和解金を受領することはできません。また、オプト・アウトをしなかった結果として裁判所の承認した和解や判決に拘束されることになるため、その後、自らの権利主張して別の裁判で争うこともできなくなります。大規模なクラスアクションの場合、和解のためのウェブサイトが開設され、当該ウェブサイトを通じて和解金を請求したり、手続の方法や提出書面等の情報を得ることができます。

通常の民事訴訟における和解と異なるのは、クラスアクションの場合、和解の成立につき、裁判所の承認が法律上要求されることです(23(e))。これは、不当ないし不公平な和解によりクラスメンバーの利益が害されることを防ぐための規定であり<sup>xvi</sup>、裁判所が和解を承認するためには、ヒアリングを行った上で(このヒアリングにはクラスメンバーやその代理人が参加し、発言することが認められます)、和解条件が「公平、合理的かつ適切」であると認めなければなりません(23(e)(2))。この点、グーグル社のサービスであるグーグル・ブックサーチのウェブサイトの著作権法違反を巡るクラスアクションにおいて、裁判所の内諾を経た和解案がクラスメンバーに通知されたところ、多くの反対があったため、当事者は和解案の変更を余儀なくされ、その後の修正和解案についても反対が相次いだため、結局裁判所は和解を不許可としています。

また、和解の承認とともに、裁判所は、弁護士報酬及びその他費用の負担につき定めることができます(23(h))。この金額は、回復した損害の割合や合理的な時間制報酬につき、訴訟の結果、事件の難度、及び和解が成立しない場合に報酬が受け取れないリスク等の要素により修正した金額がベースとなり、通常は、和解総額の25~35%程度が和解金の中から原告側弁護士に支払われることとなります<sup>xvii</sup>。なお、連邦民事訴訟規則に基づくものとは別に、法律において、請求が認められた原告が、被告から合理的な弁護士費用の回復ができる旨の



定めがある場合もあります。例えば、Civil Rights Attorney's Fee Award Actはこうした規定を置いているため<sup>xviii</sup>、同法で認められた訴訟形態の場合には、この法律に基づき原告は被告から（通常は和解基金に拠出したものとは別に）弁護士費用の支払いを受けることができます。

### （５）ディスカバリー及びトリアル

和解が成立しない場合、裁判はディスカバリー、トリアルへと進むことになり、この手続はアメリカにおける通常の民事訴訟と同様です。前述のとおり、アメリカでは、ディスカバリー制度があることにより、民事訴訟が極端に高額なものとなっています。ディスカバリーの範囲について本稿では詳説はいたしません、一般的には当事者の請求または防御と関連する範囲において広く認められており（26(b)(1)参照）、日本の民事訴訟における文書提出命令等の開示手続と比較してはるかに広範になります。このディスカバリーの範囲には書類のほか、eメール等の電磁的記録も含まれるため、多くの場合、対象となる書類や電子データを探し出して整理するために膨大な時間及びコストがかかります。とりわけ、クラスアクションにおいては、多くの請求が1つの訴訟に集められているため、関連する事実はより複雑となり、証拠も長期にわたった広い地理的範囲に係る事象から集められなければなりません。また、当事者の双方において大きな経済的利害を有しているため、法的作業に多くの時間及び費用をかけることが正当化されますし、双方の代理人は通常その分野の専門家であることから、高い要求のディスカバリーを行い、また、多くの複雑な公判前の申し立てを行う慣行があります（このことは、先に説明した原告代理人の弁護士費用が要した時間をベースに決定されることとも関係しています。）。したがって、ディスカバリー及び審判前の手続は単一の訴訟と比べて長期にわたり、費用も高額となります<sup>xix</sup>。

ディスカバリーを含めたトリアル前の手続が終わると、トリアル手続に移行します。アメリカでは当事者がその権利を放棄しない限りは陪審員による判断を受ける権利が保証されているため、原則として、一般市民から選ばれた陪審員が事実認定に係る判断を行った上で、判決がなされます。クラスアクションが成立するための全ての要件や前提条件が満たされた場合、裁判所の判決は当該訴訟に実際に参加していたか否かに関わらず（オプト・アウトを行わなかった）全てのクラスメンバーを拘束します<sup>xx</sup>。

なお、アメリカの民事訴訟における判決で挙げられる特徴的な制度として、懲罰的賠償があります。懲罰的賠償とは、損害の填補を目的とする損害賠償とは別に、被告の行為が無謀さ、害意または詐欺を伴う場合に認め

られる損害賠償であり<sup>xxi</sup>、悪質な不法行為のケース等では高額な損害賠償が認められる場合があります。しかしながら、クラスアクションにおいて懲罰的賠償が認められるケースは極めて稀であるため<sup>xxii</sup>、被告側の最大のリスクはやはりディスカバリーの負担ということになるでしょう。

## ３ 具体的事例

アメリカにおいてクラスアクションとなり得る訴訟類型は極めて多岐に渡ります。以下では、典型的な訴訟を類型別に紹介した上で、近年注目されているタイプのケースを取り上げます。

### （１）典型的な訴訟類型<sup>xxiii</sup>

#### ア 消費者の権利に関連する訴訟

アメリカで起こされるクラスアクションの多くを占めるのは、消費者の権利に関する訴訟です。具体的には、PLを含む製品の品質や欠陥を理由とする訴訟（対象は医薬品、消費材、建築資材、家電、自動車部品等多岐に渡ります）、金融機関や保険会社との個人情報の漏えいを理由とする訴訟が挙げられます<sup>xxiv</sup>。

日本では景品表示法上の問題となるような不当表示に関してもクラスアクションとして訴訟提起がされています。例えば、アウトレットモールの店舗で商品タグに「メーカーの推薦小売価格」として販売価格とは別の価格を記載していたことが欺罔的及び誤解を招くものであるとして、衣料品会社等に対してクラスアクションが起こされた事案があります<sup>xxv</sup>。

また、企業による個人情報の漏えいを巡ってクラスアクションが提起されることもあります。一例としては、ソニーの米国子会社のプレイステーションのコンピューターネットワークが外部からの攻撃を受けて、個人情報流出した事件については米国のいたるところでクラスアクションが起こされています<sup>xxvi</sup>。（この事件は、その後1つの裁判所に事件が併合された上で、2015年5月4日に最終的な和解の承認がされています<sup>xxvii</sup>。）

#### イ 証券関係及び独占禁止法に関する訴訟

インサイダー取引等の証券関係の法律違反や独占禁止法違反によって損害を被った私人は、違反行為を行った会社に対して民事訴訟を提起することが可能です。

証券関係法に関しては、連邦証券取引法第10条(b)では、証券委員会が定める規定に反して証券に関連する取引等を行ったものはいかなる者に対しても違法であるとし、これに対応する規則10b-5では、直接間接を問わず、いかなる手段を用いたものであっても、有価証券に関して、株価操縦行為や重要事実の虚偽記載・不記載及びを行うこと等はいかなる者との関係でも違法であるとされています。例えば、(株)東芝の不適切会計問題に

関して、米国の株主から訴訟が提起されたことは日本でも大きく報じられているところですが、この訴訟の請求原因は、同条違反を1つの法律上の根拠とするものです<sup>xxviii</sup>。このような証券取引法違反を根拠とする訴訟は、クラスアクションの1つの典型例です。

同様に、反トラスト法違反を理由とするクラスアクションも近年多く起こされています。連邦法の下においては、「反トラスト法により禁止された行為を理由としてビジネスまたは権利を侵害された者」は訴訟を起こし、「被った損害の3倍及び合理的な弁護士費用を含む費用を回復することができる」と規定されています（反トラスト法15(a)）。また、この損害賠償責任は、違反行為について共謀がある場合には連帯責任となります。クラスアクションが提起される時期について、日本の独占禁止法において被害者の損害賠償請求は排除命令の確定後でなければならないとされている（独占禁止法25条及び26条第1項）のと異なり、アメリカの反トラスト法ではこのような制限はありません。そして、実務上は、反トラスト法違反の疑いにより司法省の調査が入ったとの発表またはその旨のリークがあるとすぐにクラスアクションが提起されるケースが多々あります。これは、原告側の弁護士が常にクラスアクションとなる事件に情報を巡らせ、また、クラスアクションのカウンセルの地位を得るために我先にと訴訟提起を急ぐからであると言われています。企業側としては、行政側からの調査対応とクラスアクション対応の双方に対応しなければならない状況となり、相当な労力を強いられることとなります。最近の具体的事案については、(2)において紹介いたします。

#### ウ 公民権に関する訴訟

3つ目の類型は、いわゆる公民権（Civil Rights）に関する訴訟であり、消費者の権利に関する訴訟と並んで、米国クラスアクションの中で大きな数を占めます。具体的には、学校における差別、囚人の権利、投票権及び労働者の権利が問題となる訴訟等があります<sup>xxix</sup>。とりわけ、前述のWal-mart対Dukes事件やTyson Foods対Bouaphakeo事件のように大企業を相手として従業員に対する差別的待遇が問題となる場合には、企業は従業員らに対して画一的に処遇を決めている場合が多いため、クラスメンバーが膨大な数に及ぶ場合もあります。労働関係の訴訟の具体例としては、労働者に対する差別的扱いや残業代の不払い、従業員の採用時に行われるバックグラウンドチェックやクレジットチェックに関するものがあり、労働契約等に関するスタンダードを定める公平労働基準法（Fair Labor Standard Act）や州の労働法の違反が主張される場合等があります。とりわけ、残業代を巡っては、支払いが免除される役職かどうかの判断基準

が必ずしも一義的ではなく、意図的でなくとも法令違反を行っている企業が多くあることから、残業代支払いを巡るクラスアクションは近年増加傾向にあると言われております<sup>xxx</sup>。

#### エ 大規模不法行為訴訟

4つ目の類型は、大規模な不法行為事件において、被害者が損害の賠償を請求する事案であり、経済的な損害ではなく人身傷害による損害の賠償が求められる点において、他の類型との違いがあります<sup>xxxi</sup>。例としては、ベトナム戦争において、アメリカの使用した枯葉剤によって身体に傷害を負ったとして、帰還兵らが複数の殺虫剤のメーカーに対して起こしたクラスアクションがあります<sup>xxxii</sup>。

### (2) 最近のクラスアクション事例の紹介

上記のとおり、クラスアクションには様々な形態がありますが、以下においては、近年しばしば見られる反トラスト法違反を理由とするクラスアクションと、最近起こされて注目されているカリフォルニア州の法律に関連するクラスアクションの事案を紹介いたします。

ア 貨物輸送サービスの運賃の反トラスト法違反に関する訴訟 — Precision Associates, Inc. v. Panalpina World Transport

近年、反トラスト法違反事件に端を反してクラスアクションが起こされるケースが増えていると思われる。また、アメリカ以外の国で発覚した独占禁止法違反事件が米国にまで波及し、クラスアクションが起こされるという事案もしばしば見られます。

Precision Associates対Panalpina World Transport事件<sup>xxxiii</sup>では、原告らが、被告である国際貨物輸送サービスを行う業者が主にアメリカ向けの貨物輸送に関して、独占禁止法に違反して料金の決定、値上げ及び据え置きに関して合意をしていたとして、サービスの利用者が原告となり、損害の賠償等を求めたものです<sup>xxxiv</sup>。被告は67社にのぼっており、日本企業も多数含まれています<sup>xxxv</sup>。

この事案は日本国内においても独占禁止法違反事件として排除命令が出されています。当該事件は、日本国内において、14社の運送会社が、国際航空貨物利用運送業務の運賃及び料金について、一定の費用を荷主に対して負担させることを合意することにより、公共の利益に反して日本における国際航空貨物利用運送業務の取引分野による競争を実質的に制限していたことを理由として、公正取引員会が2009年3月18日にうち12社に対して排除措置命令を出したものです<sup>xxxvi</sup>。また、米国内においても反トラスト法違反に基づき刑事訴追がされ、被告のうちの複数の会社は有罪の答弁を行っています。本ク

ラスアクションは、これらに先立つ2006年に提起され、2013年9月25日に成立した第一次和解では、被告のうち10社が和解に応じて合計約1億560万ドルを拠出することに、2015年11月2日の第二次和解では、被告19社が合計2億ドルを拠出することにそれぞれ合意しています<sup>xxxvii</sup>。

このように、独占禁止法違反事件に端を発して民事訴訟でもクラスアクションが起こされるというケースが近年多く見られます。アメリカ国内でビジネスを行う企業にとっては元々反トラスト法違反によって巨額の課徴金を課されることは大きなダメージとなりますが、それに加えて民事事件でクラスアクションにより更なる経済的負担を覚悟しなければならないことは十分認識しておくべきでしょう。

#### イ サプライチェーンの表示に関する訴訟 — Costco及びNestleに対するクラスアクション

前述のとおり、消費者が企業の表示が詐欺的であることを理由として賠償を求めるクラスアクションが多数見られますが、2015年8月にカリフォルニア州において提起された2件のサプライチェーンの開示をめぐるクラスアクションが現在注目を集めています。

カリフォルニア州においては、「サプライチェーンの透明性に関する2010年カリフォルニア州法」(California Transparency in Supply Chain Act of 2010)により、一定以上の規模を有し、カリフォルニア州内でビジネスを行う製造業者及び小売業者は、サプライチェーンの確認方法及びサプライチェーンにおいて人身売買及び奴隷的労働が行われているリスク等について開示を行うことが義務付けられています<sup>xxxviii</sup>。ところが、ロンドンの人権保護団体の調査により、アメリカの大手小売業であるCostco Wholesale Corporation (Costco) のサプライチェーンであるタイの水産会社が、人身売買で得た労働力を劣悪な環境下で働かせることでエビを採取していたことが判明し、カリフォルニア州に居住する当該エビの購入者が商品の販売差止め及び詐欺的広告によって被った損害(すなわち、仮に正しい表示がされていたとすれば商品を購入していなかったとの理由で、知らずに商品購入してしまったことより生じた損害)の賠償を求めるクラスアクションを起こしました<sup>xxxix</sup>。被告はCostco及びそのサプライチェーンであるタイの水産会社2社であり、クラスはカリフォルニア州居住の2011年以降Costcoにおいて冷凍又は解凍エビを購入したすべての個人及び団体とされており、クラスの認証がされれば、膨大な数の消費者がこのクラスに含まれることになると思われます。

また、同様に、アメリカの食品会社であるNestle USA Incに対しても、同社が製造販売するキャットフードの原

料である魚がタイにおける奴隷労働者により捕獲されたものであるとして、当該商品の購入者である原告からクラスアクションを提起されています<sup>xl</sup>。

近年の先進国における人権や環境に対する意識の高まりにより、自社だけでなく調達先の管理は重要性を増してきており、これらの訴訟は、アメリカにおいてこれらが重要視されていることを示しているものといえます。また、本稿執筆時現在において、上記カリフォルニア州法と同様の法律を制定している州は米国内にはありませんが、時代の流れから、今後同様の立法がなされることも十分に考えられます。したがって、自社にとどまらず、サプライチェーンの管理を行うことはアメリカにおけるクラスアクションリスクへの対処にもつながるといえます。

#### 4 クラスアクションは防げるか？

これまで述べてきたとおり、クラスアクションを提起されることは、それ自体米国内でビジネスを行う企業にとっては大きなリスクとなっているため、クラスアクションをいかにして防ぐかは企業にとっての1つの重要命題となっています。

この点、2011年、AT&T対Conception事件<sup>xli</sup>において、連邦最高裁判所は当事者間における仲裁合意によりクラスアクションを排除することを認めました。同事件では、携帯電話の販売等を行う会社であるAT&Tが携帯電話の購入者との間の契約において、当事者間の全ての紛争を仲裁によるものとし、当事者によるクラスアクションの提起によらない旨を規定していたところ、この条項の有効性が争われました。本事件の争点はやや複雑ですが、概略を述べると、カリフォルニア州の判例法においては、「契約当事者間で予想される紛争の賠償額が少額であるような標準書式の消費者契約の中に(クラスアクションの)免責条項が規定されている場合、そして、交渉力の優越する契約当事者が、大勢の当事者を故意に欺き、個々の少額の金額を巻き上げるためにその仕組みを利用した場合・・・当該条項は・・・非良心的なものであり、強制されてはならない」とのルールがあったところ、このルールが連邦仲裁法2条の規定に反するものであるから同法により専占され(すなわち、連邦法が州法に優越し、州法は無効となる)、その結果、仲裁合意は有効となるのではないかということでした<sup>xlii</sup>。連邦裁判所は、上記カリフォルニア州法のルールは、「連邦議会の完全な目的と趣旨を達成し実現する障害となっている」ため、連邦仲裁法に専占されると判断し<sup>xliii</sup>、この仲裁合意の有効性を認めました。このケースが出たことで、事前に契約で取り決めをすることでクラスアクションを回避することが一定程度可能となったのではないかとの評価がなされるようになりました。



また、その後、American Express 対 Italian Colors Restaurant 事件<sup>xiv</sup>においては、反トラスト法違反を理由とするクラスアクションの提起につき、同様に仲裁合意を有効と認めています。同事件では、カード会社と加盟店との間の契約において、当事者間の全ての紛争は仲裁により解決されること及びいかなる請求のためにもクラスにより仲裁を行う権利又は権限はない旨が規定されていたにも関わらず、加盟店がカード会社に対して反トラスト法違反を理由としてクラスアクションを提起し、カード会社は、個別仲裁へ付することを要求する申し立てを行いました。加盟店側は、反トラスト法違反の請求を証明するために必要となる専門家の分析に要する費用は個別の原告が取得し得る損害の回復額を上回るため、仲裁に付することは許されないと主張していましたが、連邦最高裁判所は、仲裁合意は契約上の問題であり、原告側のコストの問題を理由として仲裁合意を無効とすることは、議会の明確な反対の意図がない限り認められないと判示しました。そして、独占禁止関連法においては、クラス仲裁の放棄を否定する議会の意図は存在せず、また、法律上の救済を証明するためにかかるコストが見合わないことは法的救済を求めると自体を排除するものではないとして加盟店の主張を退けています。

更に、労働事件に関しても、下級審の裁判所において、①連邦仲裁法上の条項により無効にされる場合及び②連邦仲裁法の適用が他の法令による議会の意図に反している場合という2つの例外の場合を除いて、同法に従い仲裁条項が執行されるべきであるとの判断が示されています<sup>xlv</sup>。

こうしたケースの蓄積により、近年は、少なくとも消費者契約、反トラスト法の分野及び労働法の分野においては、契約により仲裁合意とクラスアクションの放棄を定めておくことにより、クラスアクションを回避することが可能なのではないかと考えられます。

i Black's Law Dictionary (Tenth Edition) Brayan A. Garner, Thomson Reuter, 2014, P.304  
ii "Civil Procedure (Second Edition)" Thomas D. Rowe, Jr., Suzanna Sherry, Jay Tidmarsh, Foundation Press, 2008, p.640  
iii クラスアクション適正化法 (Class Action Fairness Act of 2005) 第4条及び第5条参照  
iv "Civil Procedure (Forth Edition)" Jack H. Friedenthal, Mary Kay Kane, Arthur R. Miller, Thomson/West, 2005., p.781-782  
v "An introduction to Class Action Procedure in the United States", Janet Cooper Alexander, Stanford Lawschool, 2000, p.4  
vi 前掲 Friedenthal 外, P.783  
vii Wal-mart Stores, Inc. v. Dukes, 131 S. Ct. 2541 (2011)  
viii Comcast Corp. v. Behrend, 133 S. Ct. 1426 (2013)  
ix "Comcast v. Behrend: Was It Really a Boon for Defense Attorneys?" Jenny A. Mendelsohn, 2013, American Bar Association <http://apps.americanbar.org/litigation/committees/products/articles/all2013-1213-comcast-v-behrend.html>  
x Bouaphakeo v. Tyson Foods Inc., 765 F.3d 791 (8th Cir. Iowa 2014)  
xi Tyson Foods, Inc. v. Bouaphakeo 135 S. Ct. 2806 (2015)  
xii 前掲 Friedenthal 外, p.20  
xiii 前掲 Friedenthal 外, p.786

xiv 前掲 Friedenthal 外, p.791  
xv "Who Gets What – Fair Compensation after Tragedy and Financial Upheaval" Kenneth R. Feinber, Public Affairs New York., 2012, p.23-40 等参照  
xvi 前掲 Friedenthal 外, p.791  
xvii "An introduction to Class Action Procedure in the United States", p.11  
xviii 同上  
xix 前掲 "An introduction to Class Action Procedure in the United States", p.13-14  
xx 前掲 Friedenthal 外, p.793  
xxi 前掲 Black's Law Dictionary, p.474  
xxii 米国エクソン社の重油タンカーが船長の過失により座礁し、重油漏れによりアラスカの漁業者を中心に甚大な財産的及び環境上の損害を与えた事件において、連邦最高裁判所は、填補賠償と割合が1対1になる限度で懲罰的賠償を認めています (Exxon Shipping Co. v. Baker, 554 U.S. 471, 128 S. Ct. 2605, 171 L. Ed. 2d 570, 2008)、他には例がないと思われます。"Punitive Damage and Class Action", Francis E. McGovern, Louisiana Law Review (2010), p.445 参照  
xxiii 分類については、前掲 "An introduction to Class Action Procedure in the United States" p.3 の例に従った上で、クラスアクションとして争われるケースが実務上稀であるとされている環境訴訟を除外しました。  
xxiv 下記 ClassAction.Org ウェブサイトにおいて係属中のクラスアクションの一覧を確認することができます。  
<http://www.classaction.org/list-of-lawsuits>  
xxv Gattinella v. Michael Kors (USA), Inc., et al.)  
本ケースの和解に関するウェブサイト参照  
<https://www.michaelkorsoutletsettlement.com/?desktop=True>  
xxvi In re Sony Gaming Networks and Customer Data Security Breach Litigation (US District Court for the Southern District of California, 11-MD-2258A JB (MDD))  
xxvii PSN-SOE Settlement Website  
<https://psnsoesettlement.com/english/mainpage/Home.aspx>  
xxviii 本事件の訴状参照 (以下のウェブサイトにて閲覧可能)  
[http://www.rosenlegal.com/media/casestudy/312\\_Initial%20Complaint%20Toshiba%20-%20WEB\\_secured.pdf](http://www.rosenlegal.com/media/casestudy/312_Initial%20Complaint%20Toshiba%20-%20WEB_secured.pdf)  
xxix 前掲 "An Introduction of Class Action Procedure in the United States", p.3  
<https://www.law.duke.edu/groupit/papers/classactionalexander.pdf>  
xxx "Employers face increased wage-and-hour litigation and regulatory scrutiny" Judy Greenwald, Business Insurance, 2015  
<http://www.businessinsurance.com/article/20150201/NEWS06/302019998/employers-face-increased-wage-and-hour-litigation-and-regulatory?tags=%7C70%7C302>  
xxxi "An introduction to Class Action Procedure in the United States", p.3  
xxxii Agent Orange Product Liability Litigation (818 F.2d 145)  
xxxiii Precision Associates, Inc. v Panalpina World Transport, No. 08-cv-00042 (E.D.N.Y.)  
xxxiv Third Amended Complaint, p.2 参照  
<https://www.freightforwardcase.com/Content/Documents/Third%20Amended%20Complaint.pdf>  
xxxv Freight Forwarders Settlement Website, List of All Defendants  
<https://www.freightforwardcase.com/Content/Documents/Precision%20List%20of%20Defendants.pdf>  
xxxvi 「国際航空貨物利用運送事業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について」公正取引委員会、平成21年3月18日  
xxxvii Freight Forwarders Settlement Website  
<https://www.freightforwardcase.com/en-US/Home/FAQ#faq1>  
xxxviii 法律の趣旨及び詳細は、"The California Transparency in Supply Chain Act, A Resource Guide" Kamala D. Harris, Attorney General of California Department of Justice 参照  
xxxix Sud v. Costco Wholesale Corp., et al.(3:2015cv0378, U.S. District Court for the Northern District of California, San Francisco)  
xl Barber, et al. v. Nestle USA Inc., et al., (8:15-cv-01364, the U.S. District Court for the Central District of California, Southern Division)  
xli AT&T Mobility LLC v. Conception, 563 U.S. 321 (2011)



- xlii 「クラスアクションを回避する条項の有効性 — AT&T Mobility LLC v. Conception, 131S. Ct. 1740 (2011)—」柳景子、比較法学 48 卷 1 号・アメリカ判例法研究(14)、212—213 頁
- xliii 同前 216 頁
- xliv American Express Co. et al. v. Italian Colors Restaurant et al., (133 S. Ct. 2304 (2013))
- xlv D.R. Horton Inc. v. NLRB (737 F.3d 344, (5th Cir. 2013))